

令和3年12月16日

宗像市議会  
議長 神谷 建一 様

社会常任委員会  
委員長 北崎 正則

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

### 記

第 81 号議案	宗像市コミュニティ・センター吉武会館の指定管理者の指定について
第 82 号議案	宗像市コミュニティ・センター赤間会館の指定管理者の指定について
第 83 号議案	宗像市コミュニティ・センター赤間西会館の指定管理者の指定について
第 84 号議案	宗像市コミュニティ・センター自由ヶ丘会館の指定管理者の指定について
第 85 号議案	宗像市コミュニティ・センター河東会館の指定管理者の指定について
第 86 号議案	宗像市コミュニティ・センター南郷会館の指定管理者の指定について
第 87 号議案	宗像市コミュニティ・センター東郷会館の指定管理者の指定について
第 88 号議案	宗像市コミュニティ・センター日の里会館の指定管理者の指定について
第 89 号議案	宗像市コミュニティ・センター玄海会館の指定管理者の指定について
第 90 号議案	宗像市コミュニティ・センター池野会館の指定管理者の指定について
第 91 号議案	宗像市コミュニティ・センター岬会館の指定管理者の指定について
第 92 号議案	宗像市コミュニティ・センター大島会館の指定管理者の指定について

この12議案は、12地区のコミュニティ・センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。関連があるため、一括して審査を行った。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

各地区コミュニティ・センターは、地域住民のコミュニティ活動の拠点施設であって、地域住民が自主的に組織した団体に管理運営を委ねることを目的として整備されたことから、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である各地区コミュニティ運営協議会は、各地域の特性に応じた地域資源を活用しながら、貸館利用者及び来館者増加のための取組を継続して実施しており、コミュニティ活動の拠点施設としての機能をさらに向上させるために創意工夫をしながら積極的に取り組んでいることから、市は、各地区コミュニティ運営協議会が指定管理者として適当であると判断した。指定の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までである。

#### 【審査結果】

委員会は、12議案すべてを全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 93 号議案 宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センターの指定管理者の指定について

宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
  - (1) 施設の名称 宗像ユリックス総合公園  
宗像総合市民センター
  - (2) 団体の名称等 公益財団法人宗像ユリックス  
理事長 谷井 博美  
宗像市久原400番地
  - (3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センターは、文化・芸術及び市民活動の拠点施設であり、市が、その目的のために政策的に出資・支援する団体に管理運営を委ねることにより、事業効果が相当程度期待できること等から、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である公益財団法人宗像ユリックスに引き続き施設の管理運営を委ねることにより、財団の経営及び事業実績等を生かした運営が期待できることから、市は、同法人が指定管理者として適当であると判断した。
- 3 令和4年4月1日から2年間、官民連携パートナーシップ構築事業として民間事業者とアドバイザー契約を結び、同施設のさらなる魅力向上に努める。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 94 号議案 宗像市体育施設の指定管理者の指定について

宗像市体育施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
  - (1) 施設の名称 宗像市民体育館  
宗像市弓道場  
宗像勤労者体育センター  
宗像市玄海B&G海洋センター  
宗像市運動広場
  - (2) 団体の名称等 一般社団法人宗像市スポーツ協会  
会長 吉武 邦彦  
宗像市稲元五丁目2番1号
  - (3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

2 宗像市体育施設は、利用者の利益の保護を最優先に考慮した場合、従来の管理者の経験・事業実績等を生かすために、引き続きその管理者に施設の管理運営を委ねることが、最も事業効果が期待できること等から、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である一般社団法人宗像市スポーツ協会に引き続き施設の管理運営を委ねることにより、その経験及び事業実績等を生かし、スポーツ人口の増加及び市民の健康の増進、地域の連帯意識の高揚及び生活文化の向上に資する運営において最も事業効果が期待できることから、市は、同法人が指定管理者として適当であると判断した。なお、一体的に管理運営することにより、事業効果が相当程度期待できることから、第5期より同法人が宗像市弓道場の指定管理も行う。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中の体育施設について、利用に一定の制限を設けることは必要だと認識しているが、市民の中で不公平感が生まれたい対応を要望する。また、市民にとって利便性の高い予約システムの再構築を要望する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第95号議案 宗像市大島福祉センターの指定管理者の指定について

宗像市大島福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
  - (1) 施設の名称 宗像市大島福祉センター
  - (2) 団体の名称等 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会  
会長 吉田 益美  
宗像市久原180番地
  - (3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 宗像市大島福祉センターは、利用者の利益の保護を最優先に考慮した場合、従来の管理者の経験・事業実績等を生かすために、引き続きその管理者に施設の管理運営を委ねることが最も事業効果が期待できること等から、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である社会福祉法人宗像市社会福祉協議会は、開館当初から当該施設の管理を担っているほか、長年にわたり大島で介護サービス事業を実施しており、施設管理と事業運営を一体的に行うために必要なノウハウを十分に有していることから、市は、同法人が指定管理者として適当であると判断した。
- 3 同センターで実施している通所サービス事業は、現在、大島地区に在住する従業者の人員不足により本土在住者も従事しており、帰路の渡船時刻の関係から利用時間を30分短縮して実施しているが、人員が確保できれば従来どおりの利用時間で実施する。

## 【意見】

(賛成意見)

- ・ デイサービス事業の安定的な持続のためにも、島民雇用による人員の確保を検討し、デイサービスの利用時間短縮を改善してほしい。
- ・ 離島にある施設ということ考慮し、災害時だけではなく、傷病人の発生時も含め、離島の特性を踏まえた緊急時対応マニュアルの充実を図ってほしい。

## 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第 96 号議案 宗像市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

## 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和 4 年 1 月 1 日以降、出産に関わる産科医療補償制度の掛金が 1 万 6 千円から 1 万 2 千円に引き下げられる。国が、その引下げ分を被保険者の給付の引上げに充てるため健康保険法施行令を改正したことに伴い、条例の一部を改正し、出産育児一時金の額を 4 0 万 4 千円から 4 0 万 8 千円に引き上げる。
- 2 宗像市国民健康保険規則において、出産育児一時金に産科医療補償制度の掛金と同額の 1 万 6 千円を加算すると定めていることから、掛金の引下げに合わせ、同規則においても加算額を 1 万 2 千円に引き下げる。

## 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。